	緯37度09分44秒東経138度25分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［49～53　略］	［49～53　同左］

［2・3　略］

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

［1～3　略］	［1～3　同左］
4　削除	4　(1)　埼玉県上尾市大字上尾下字長橋731　(119.00) (2)　埼玉県白岡市上野田1501　(111.50)　北緯35度58分09秒東経139度36分40秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度41分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［5～33　略］	［5～33　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十七　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

改正後			改正前		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～19　略］			［1～19　同左］		
20　削除			20	(1)　群馬県前橋市下沖町138－2　(177.20) (2)　群馬県前橋市富士見町赤城山字西大河原1575　(850.60)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度30分45秒東経139度06分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［21　略］			［21　同左］		
22　削除			22	(1)　千葉県市川市鬼高４－２－33　(59.70) (2)　千葉県船橋市本中山５－２－６　(27.30)	北緯35度42分38秒東経139度55分39秒の地点と北緯35度42分33秒東経139度56分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［23～73　略］			［23～73　同左］		
［2～4　略］			［2～4　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第明治三十種郵便物認可